議案第42号

日進市国民健康保険税条例の一部改正について

日進市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月4日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、所得税法等の一部を改正する法律の施行による租税特別 措置法の一部改正により、日進市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある からであります。

2 主な改正点

長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除に関する規定を追加する。

 令和
 年
 月
 日

 条
 例
 第
 号

日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則

税の特例)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する 場合における第3条、第6条、第8条及び第23 条の規定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所 得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第 26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34 条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3 第1項又は第36条の規定に該当する場合に は、これらの規定の適用により同法第31条 第1項に規定する長期譲渡所得の金額から 控除する金額を控除した金額。以下この項 において「控除後の長期譲渡所得の金額」 という。)の合計額から法第314条の2第2項| と、「及び山林所得金額の合計額(」とある のは「及び山林所得金額並びに控除後の長 期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第2 3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第34条第4項 に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課

附則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する 場合における第3条、第6条、第8条及び第23 条の規定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所 得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第 26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34 条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の 規定に該当する場合には、これらの規定の 適用により同法第31条第1項に規定する長 期譲渡所得の金額から控除する金額を控除 した金額。以下この項において「控除後の 長期譲渡所得の金額」という。)の合計額か ら法第314条の2第2項」と、「及び山林所得 金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得 金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の 合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得 金額」とあるのは「若しくは山林所得金額 又は法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課 税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属す 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属す る国民健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡 所得を有する場合について準用する。この 場合において、前項中「法附則第34条第4項」 とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長 期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡 所得の金額」と、「、第35条の2第1項、第3 5条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は 第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第 32条第1項」と読み替えるものとする。
 - る国民健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡 所得を有する場合について準用する。この 場合において、前項中「法附則第34条第4項」 とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長 期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡 所得の金額」と、「、第35条の2第1項又は 第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第 31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と 読み替えるものとする。

附則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。